

(独)国立病院機構 重要財産(善通寺病院敷地)の処分について

1. 処分に係る財産の内容及び評価額

(1)財産の内容

土地

地 番	地 目	面 積
香川県善通寺市仙遊町二丁目 680 番 3	宅 地	9,240. 34 m ²

(2)評価額

種 別	評 価 額	数 量
土 地	343,740,648 円	9,240. 34 m ²

※評価額は、(株)名測総合鑑定書による平成 16 年 4 月 1 日時点の鑑定評価額(平成 16 年 11 月 24 日の資産評価委員会による評価決定額に一致)に基づく。

(参考)売却価額は、売却時点の鑑定評価額による時価額とする。

2. 処分の条件

譲渡する土地は、香川県が取得後、香川県立善通寺養護学校の用に供する。

3. 処分の方法

独立行政法人国立病院機構は、香川県からの要請により上記の土地を時価譲渡する。

4. 独立行政法人国立病院機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

国立病院・療養所の再編成計画に基づき、独立行政法人国立病院機構善通寺病院と独立行政法人国立病院機構香川小児病院は、平成 26 年度に善通寺病院の地で統合し、「成育医療、循環器病」に関する急性期医療を広域的に行う中心施設として、また、重症心身障害児(者)に対する医療・療育の機能を備えた施設として整備する計画である。

この統合に伴い、現在、香川小児病院に併設して香川小児病院の患者である病弱児や障害児の教育を担っている香川県立善通寺養護学校の移転が決定したため、その整備用地として善通寺病院の敷地の一部を譲渡するものである。

香川県立善通寺養護学校が善通寺病院の地に移転することにより、統合後においても、継続して医療と教育の連携が図られ、質の高い医療と教育を同時提供できる環境を整備することが可能になることから、当該資産の処分は病院運営に大きく寄与するものである。

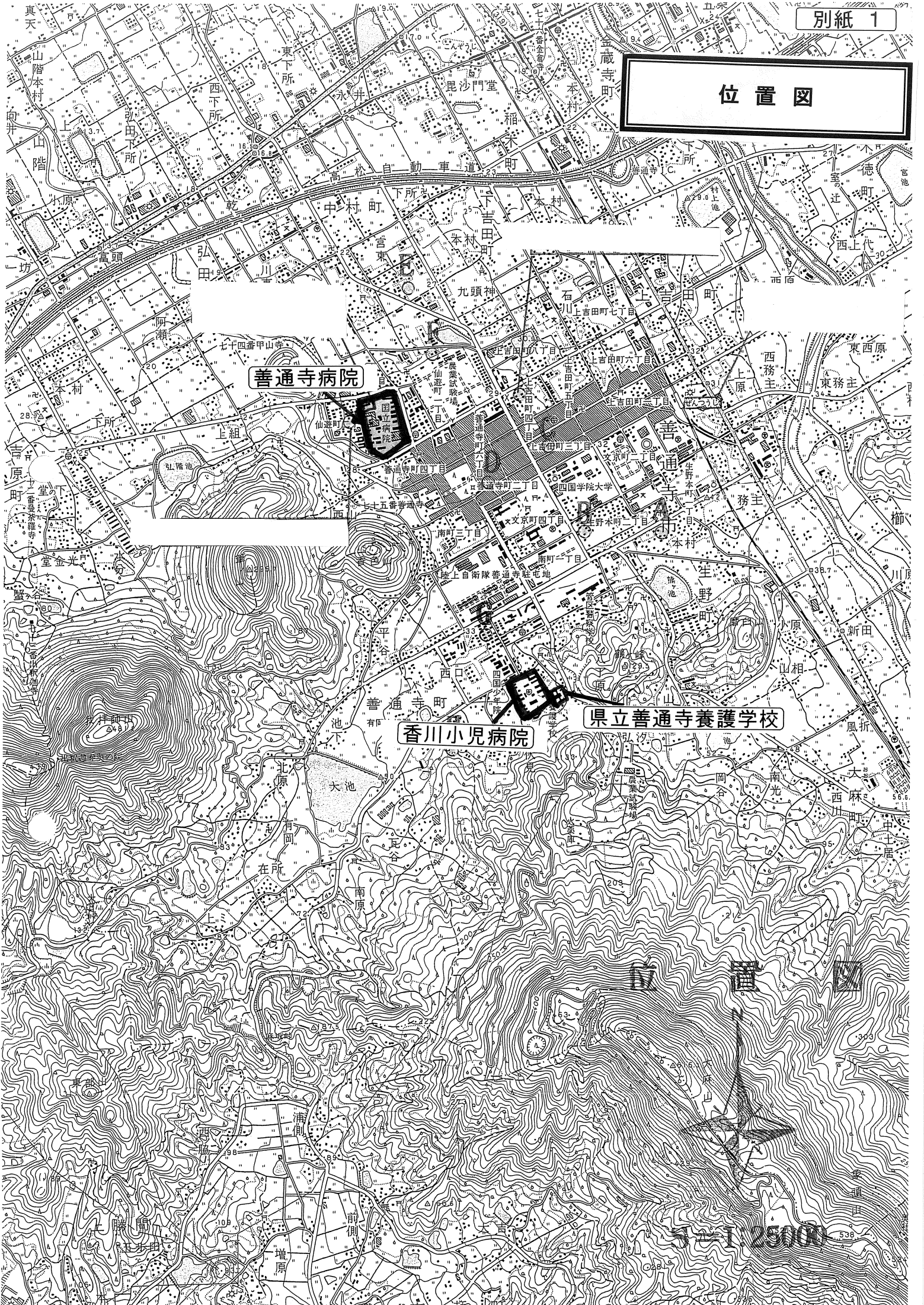
なお、今回の土地の処分に加えて、統合新病院の事業規模は、現在の善通寺病院から大幅に拡大するため、善通寺病院の敷地が不足することになるが、代替資産として隣接地を取得する予定であり、それによる業務運営上の支障はないことから、香川県の譲渡要請を受け入れることとしたい。

5. その他参考となるべき資料

- 別紙1. 位置図
- 別紙2. 配置図(善通寺病院)
- 別紙3. 統合病院の土地利用計画
- 別紙4. 鑑定評価調書
- 別紙5. 香川県からの申請書

参考資料 重要財産 関係条文

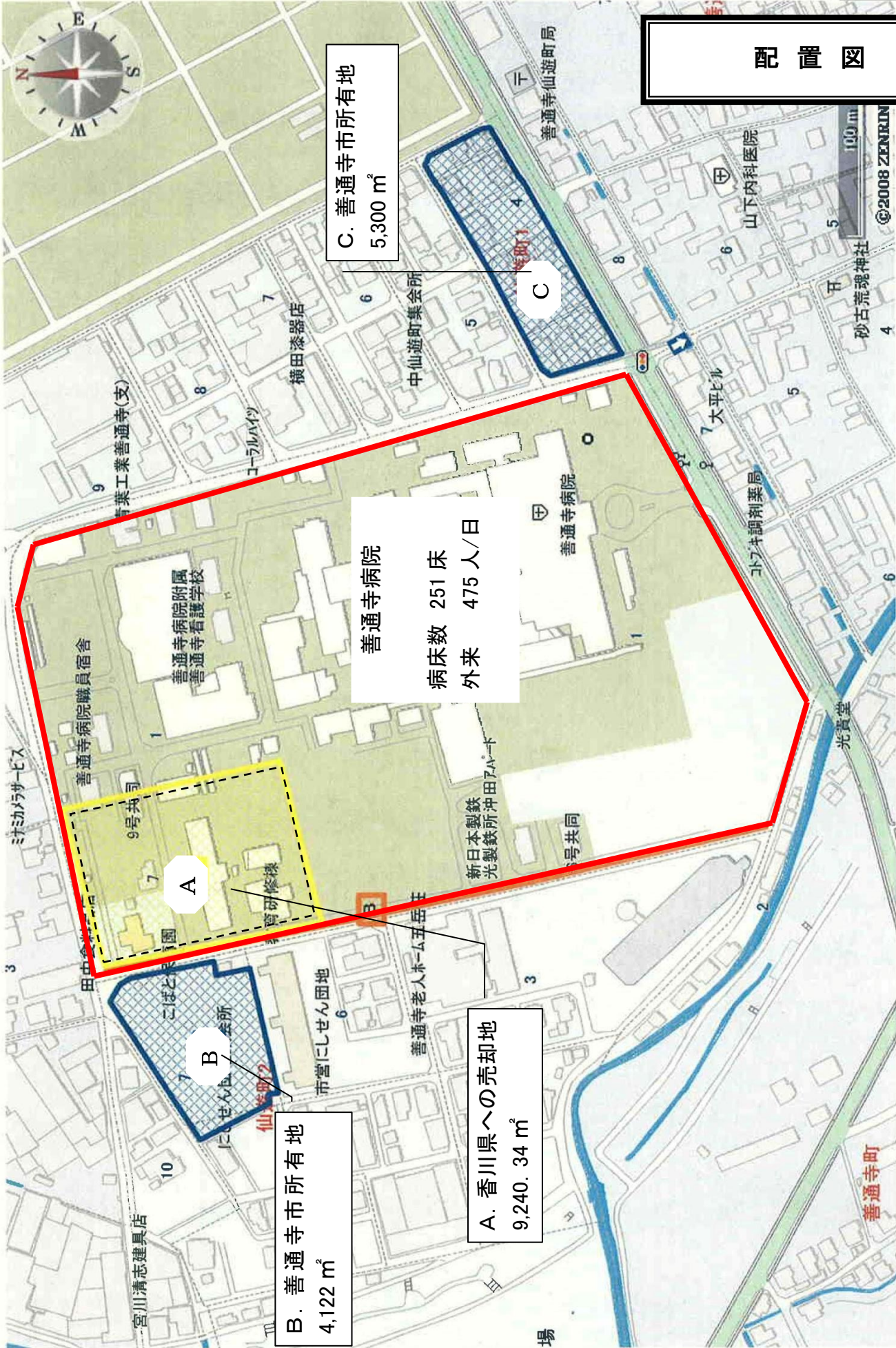
位置図



位置図

5-1 25000

配置図



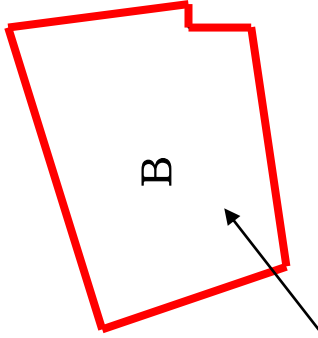
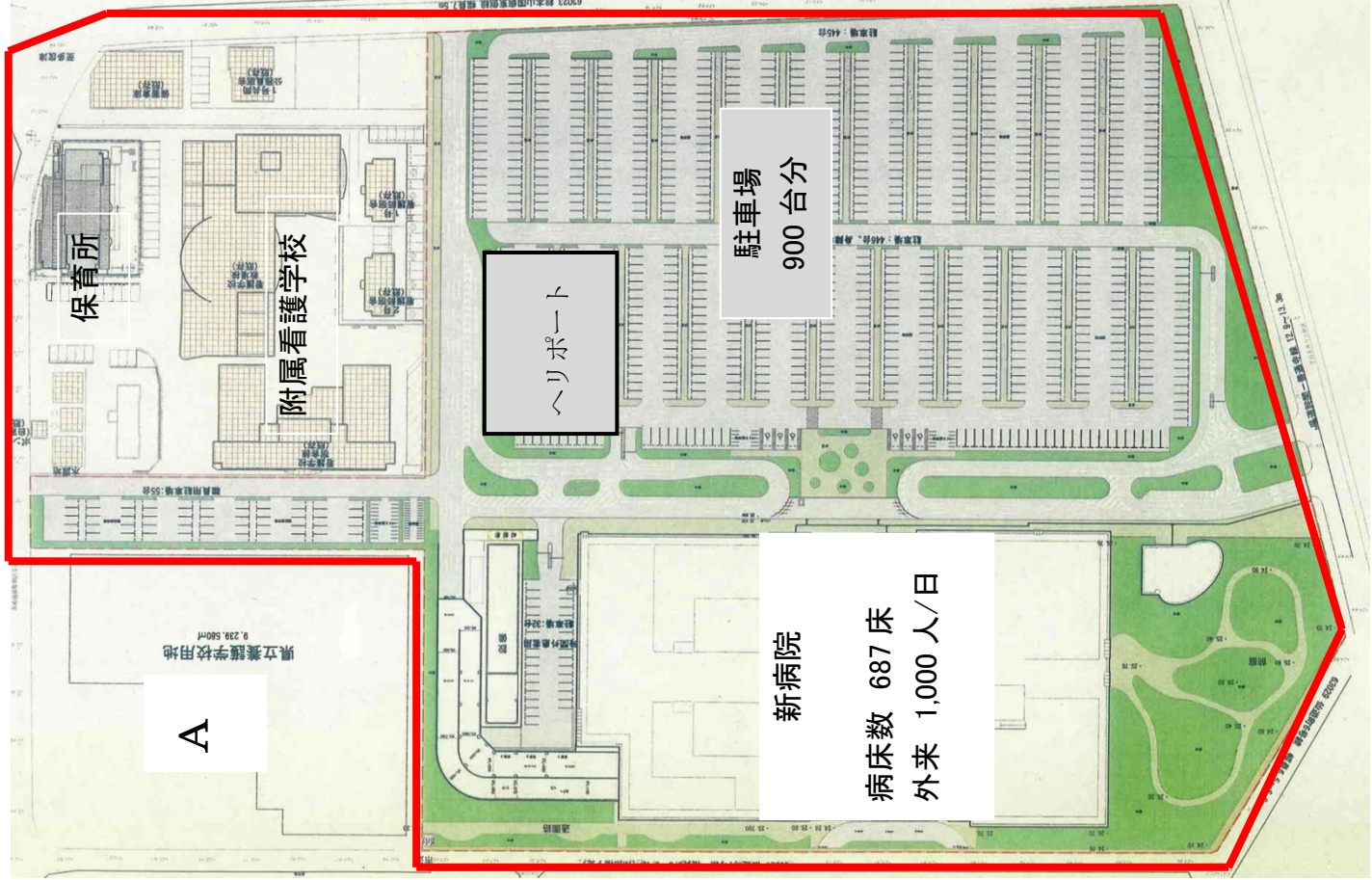
C. 普通寺市所有地
5,300 m²

普通寺病院
病床数 251床
外来 475人/日

A. 香川県への売却地
9,240.34 m²

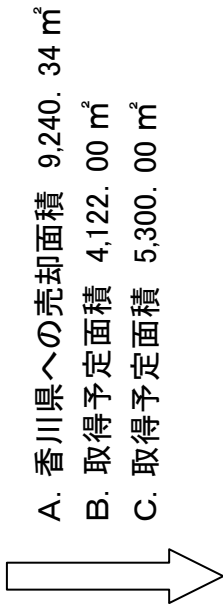
B. 普通寺市所有地
4,122 m²

統合病院の土地利用計画



職員用宿舎用地 (4,122.00 ㎡)
約 100 戸分を整備

現在の敷地面積 80,134.49 ㎡



- A. 香川県への売却面積 9,240.34 ㎡
- B. 取得予定面積 4,122.00 ㎡
- C. 取得予定面積 5,300.00 ㎡

統合後の敷地面積 80,316.15 ㎡

第 3636 号
平成 16 年 3 月 26 日

支出負担行為担当官
四国厚生支局長 森山幹夫 殿

住 所 香川県高松市西町 1 丁目 8 番 2 1 号
氏 名 株式会社 名刺総合鑑定所
代表取締役 長谷直樹

担当鑑定士 長谷直樹

不動産鑑定評価書

平成 15 年 11 月 26 日付業務委託契約書のとおり貴殿から依頼のあった国立善通寺病院の鑑定評価
について、下記のとおり報告します。

記

一 対象不動産の表示

区分	所在・地番	地目 (現況、公簿)	地積等 (実測、公簿)
土地 (立木 竹含 む)	香川県善通寺市仙遊町二丁目 680 番 2	宅 地	80,146.59 m ² 樹木 1,088 本

二. 鑑定評価額 総額 2,980,000,000 円

[内 訳]

区 分	鑑 定 評 価 額	1 m ² 当たりの平均単価
土 地	2,980,000,000 円	37,200 円
立 木 竹	0 円	
総 額	2,980,000,000 円	

三. 価格時点

平成 16 年 4 月 1 日

※ 今回の対象地

四. 鑑定評価を行った年月日

平成 16 年 3 月 15 日

$$\left(\begin{array}{l} @ 37,200 \text{円/m}^2 \times 9,240.34 \text{ m}^2 \\ = 343,740,648 \text{円} \end{array} \right)$$

五. 対象不動産の権利の種類及び類型

1. 権利の種類 所有権
2. 類型 更地として

六. 価格の種類

正常価格

七. 鑑定評価の依頼目的

独立行政法人設立に伴う出資のため

八. 対象不動産の確定

1. 対象確定条件

対象不動産は現在病院等の敷地として利用されているが、これらの施設がなく、かつ、使用収益を制約する権利が付着していないものとして、鑑定評価を行う(独立鑑定評価)。

2. 付加条件

- ①本件鑑定評価は、資産評価を目的とし、売買を想定していないことから「土壌汚染」は考慮しない。
- ②鑑定評価を行った日から価格時点までの間において、価格形成要因に特段の変動がないものとして鑑定評価を行う。

九. 依頼目的及び評価条件と価格の種類との関連

本鑑定評価は、前記依頼目的及び条件により、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格を求めるものであり、求める価格は正常価格である。

十. 縁故もしくは特別の利害関係

なし

十一. 対象不動産の確認

1. 物的確認

(1) 対象不動産の実査日及び案内者

- ① 実査日 : 平成 15 年 12 月 16 日
- ② 案内者 : 善通寺病院担当者殿

(2) 確認に用いた資料

貴局提示の国有資産台帳・土地建物配置図、法務局備付の登記簿、公図、地積測量図及び実測図等

(3) 確認資料との照合及び照合結果

対象地について実査し、位置、形状、規模等について確認資料と照合して、おおむね一致を確認した。

(4) 評価上採用する数量

上記照合の結果、平成 15 年 2 月 15 日現在の登記簿記載の数量(実測図数量も同じ)を妥当なものとして判断し、評価上採用する数量とする。

2. 権利態様の確認

平成 15 年 2 月 15 日現在の登記簿上により、所有者は国(厚生労働省)であり、所有権以外の権利はないことを確認した。

22 教特第 11067 号
平成 22 年 11 月 19 日

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎 義雄 殿

香川県教育委員会事務局
特別支援教育課長



独立行政法人国立病院機構所有地の譲渡について

独立行政法人国立病院機構善通寺病院と独立行政法人国立病院機構香川小児病院との統合に際し、貴機構善通寺病院の敷地において善通寺養護学校を移転整備する必要がありますので、下記の土地を譲渡されるよう依頼します。

なお、当該土地の購入に係る予算については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要があります、その議決が得られない場合には、購入できないことがあります。

記

1 土地の表示

所在	地番	地目	地積
善通寺市仙遊町二丁目	680 番 293	宅地	9240.34 m ²

2 購入時期

平成 23 年度

重要財産譲渡 関係条文

◎独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）（抜粋）

第 48 条（財産の処分等の制限）

独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第 30 条第 2 項第 5 号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第 67 条（財務大臣との協議）

主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第 29 条第 1 項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第 30 条第 1 項、第 45 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書又は第 48 条第 1 項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第 44 条第 3 項の規定による承認をしようとするとき。
- 三の二 第 46 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項ただし書き又は第 46 条の 3 第 1 項の規定による認可をしようとするとき。
- 四 第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による指定をしようとするとき。

◎独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 （平成 16 年 3 月 31 日厚生労働省令第 77 号）（抜粋）

第 17 条（重要な財産）

機構に係る通則法第 48 条第 1 項の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物であつてその取得価額が 3 億円以上のものとする。

第 18 条（重要な財産の処分等の認可の申請）

機構は、通則法第 48 条第 1 項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。）

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

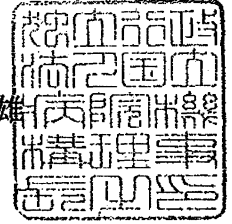
国立病院機構発財第0301004号

平成 23 年 3 月 1 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄



重要財産の処分について

独立行政法人国立病院機構が所有する下記の土地の譲渡に係る独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第48条第1項の規定に基づく認可について、同項及び独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第77号)第18条の規定に基づき、別添のとおり認可申請いたします。

記

1. 独立行政法人国立病院機構 善通寺病院

土地 : 9,240.34 m²